

第三回福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会
議事録

日 時：令和7年11月26日（水） 15:00～16:40

場 所：福岡県庁 特9会議室

出席者：鮎川 透 （公益社団法人福岡県建築士会会長）
神野 達夫 （九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門教授）※委員長
重松 正幸 （一般社団法人日本建築構造技術者協会九州支部支部長）
柴田 桂 （福岡市住宅都市みどり局建築指導部部長）
成松 宏 （福岡県総務部防災危機管理局 局長）
野口 秀昭 （福岡県建築都市部次長）
山口 甲秀 （福岡県県土整備部次長）

※50音順 敬称略

次 第：1. 開会

2. 議事

（1）計画改定にかかる関連計画等について

1）地震に関する防災アセスメント調査報告書について

2）避難路の指定について（中間報告）

（2）改定計画（素案）について

（3）スケジュールについて

3. 閉会

配布資料：資料1 地震に関する防災アセスメント調査報告書について

資料2 避難路の指定について（中間報告）

資料3 福岡県耐震改修促進計画（R7改定案）の概要

資料4 福岡県耐震改修促進計画（改定案）

資料5 耐震化を進めるうえでの施策（新旧対照表）

資料6 スケジュールについて

参考資料1 計画改定方針

議事要旨

■計画改定にかかる関連計画等について 1) 地震に関する防災アセスメント調査報告書について

事務局 : 資料1、参考資料1により説明(略)。

委員 : 断層そのものは変わっていないと思うが、防災アセスメント調査は前回と今回で何が変わったのか。

事務局 : 国の調査方法が変わったと聞いている。あとは、西山断層帯、警固断層帯については、前回は陸側を主に想定していたが、今回は海側から山側まで連動して起こることを想定したため、今回は被害想定が大きくなっている。

委員 : 国の最新の知見を生かした調査方法で行った。また、県内の最新のボーリングデータを活用している。海側の断層と連動した場合を想定し被害想定を行った結果、前回の想定と比較して被害規模が大きくなった。一方で、負傷者数については、前回よりも低下しているものもある。

委員 : 負傷者率は国が割合を提示しているのか。

委員 : 被害状況に応じた割合で負傷者率を計算するが、今回はその割合が減っていると聞いた。

委員長 : 基本的には中央防災会議が策定した方法に則っていると解釈している。中央防災会議で提案している式そのものが変更されており、より正確な値に近づけるための見直しが行われている。その結果として、想定が増加したものもあれば減少したものもあると考えられる。

委員長 : 現在、防災アセスメントの検討委員会で海域活断層の検討が行われているが、その対応は次のステップで、今回はこの防災アセスメント調査の結果に基づいて改定を行うという解釈でよいか。

事務局 : 今年度内に計画をつくるので、現時点で公表されている防災アセスメント調査の内容を反映する予定である。

委員 : 今回、調査対象とする断層が増えて、最大で連動した場合で被害想定されているが、連動する確率のデータはあるのか。

委員 : 地震そのものについては、国がSランクと評価しているが、連動については具体的な数字はなかったと思う。連動する可能性があるため、それを無視するわけにはいかないという話だったと思う。

委員 : どのレベルの可能性なのかというのが気になる。可能性がゼロではないということか。

委員 : 地震は、Sランクに分類されているからといって必ず発生する、あるいは発生確率がゼロに近いという単純なものではない。発生確率が低いと考えられている場合であっても、実際には地震が起きることがある。そのため、指標としては参考になるが、備えとして最大規模を想定し、しっかりと対応していただきたいという考えである。

委員長 : 東日本大震災の時、最大級の連動をして起きてしまった。それを受けて、最大で想定外をなくすという方針で動いていると思う。確率としてはかなり低いのかもしないが、可能

性がある以上は想定するというのが防災アセスの基本方針なのかなと解釈している。

■計画改定にかかる関連計画等について 2) 避難路の指定について (中間報告)

事務局 : 資料2により説明 (略)。

委員長 : 道路が通れなくなる理由は、建物が倒壊して道路を塞ぐこと以外にも、例えば橋に段差ができて渡れないという場合もある。それらは最終的には県や国の道路管理の部署が全部取りまとめているのか。

委員 : 道路啓開という分類になり、福岡県では、平成29年3月に道路啓開計画を策定し、有事の際、どこの路線を啓開するかを定めている。最新の道路啓開計画は、能登半島地震の知見も踏まえ、橋の弱いところなどを踏まえて令和7年3月に策定し、公表している。

委員長 : 耐震改修促進計画の検討と連携しながら啓開計画として取りまとめているのか。

委員 : 将来的には新しい耐震改修促進計画と連携させることを考えている。

委員長 : 「(3) 倒壊した場合、避難や緊急輸送の通行を妨げる可能性が高い区域の抽出」で、木造建築物を除くというのは、理由があるのか。神戸や能登でも木造家屋が道路に倒れている映像を見た。幅員が4mを超えていても木造を除くのは、間口方向に補強が入っていないので、横には倒れるが手前には来ないという意味合いか。

事務局 : 木造建築物が実際に道を塞ぐ可能性はゼロではないが、啓開しやすいため影響が小さいと考え木造建築物を除いている。

委員 : 神戸の時は、木造建築物が倒れていて消防車が入れなかったという報道が随分された。避難路の道路幅員は決して狭くはないという前提か。

事務局 : 対象となる緊急輸送道路の1次ネットワークは、防災拠点の県庁など、重要な施設を連絡する道路として、比較的大きめの道路が指定されている。

委員長 : 小さい道に木造建築物が倒れて道路が閉塞して消防車が入れないということのための検討ではないという意味か。

事務局 : 1次ネットワーク上で、道路を塞ぐような木造建築物はあまりないということと、もしあったとしても一定程度の重機で道路啓開を比較的实施しやすいということで除いている。

委員 : 迂回路の考え方として、何か要件、条件はあるか。大きい道路である緊急輸送道路の1次ネットワークが塞がった時の迂回路は何でもいいわけではないと思う。

事務局 : 緊急輸送道路の2次ネットワークまで考慮に入れて迂回を検討する前提で調査している。

委員 : 1次か2次かの道路で迂回しているということか。

事務局 : そのとおり。更に迂回路は道路をふさぐ建築物が集合していないことまで確認している。

委員長 : もちろん安全性を確認した上での迂回路だと思うが、迂回路の条件について、説明を追加していただきたい。

事務局 : 最終報告の際に迂回路の条件を明記する。

■改定計画（素案）について

事務局 : 資料3、4、5により説明（略）。

委員長 : 資料4の6ページ目に、J-SHISの揺れやすさマップが出ているが、県の防災アセスメント調査ではこれを使っていない。県の防災アセスメント調査の説明箇所、J-SHISの揺れやすさマップが掲載されているが、勘違いされないか。

事務局 : 県の防災アセスメント調査の間に差し込んでいたので一連の資料に見えてしまっている。掲載場所を再考する。

委員長 : 場所を変えるか、あるいは県の防災アセスメント調査では別の情報に基づいてやっていることの説明書きが必要ではないか。揺れやすさに関しては公式に出ている情報なので、載せていること自体はいいと思う。

事務局 : 載せ方を工夫したい。

委員長 : 14ページに能登の調査結果が出ているが、地域で考えると、熊本の悉皆調査も載せる方が我が事と捉えていただけるのではないかと。数値は違うが、傾向はほぼ一緒だと思うので、両方載せる方がいいと思う。

事務局 : どちらも載せる方向で検討する。

委員 : 資料4の27ページ「緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との調整」で、福岡県緊急輸送道路ネットワーク協議会が出てくるが、協議会の目的やメンバー構成などをうかがいたい。また、連携して強化を図るとなっているが、具体的にどういう強化を想定されるのか、イメージを教えてください。

事務局 : 緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会を県が設置しており、県土整備部が所管しているが、メンバーとしては、国交省や県の関係各課、北九州市、福岡市などとなっている。建築指導課はメンバーではないが、通行障害建築物に関する情報提供を行い、緊急輸送道路の指定等の検討の際、その情報が考慮されている。

委員 : 25ページにある「適切な指導等の実施」の中で、関係団体との連携とあるが、この関係団体は47ページに新規で入れている福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会の構成団体を指しているのか。

事務局 : 基本的に協議会のメンバーを指す。

委員 : この関係団体は、いわゆる業界団体である。適切な指導となると、生活に密着した、校区ごとの団体など、業界団体とは異なる団体と連携する方が浸透しやすいのではないかと。以前地域の公民館を借りて校区の団体が主体のイベントを行った際に、比較的年齢層は高いが、予想以上に多くの人が集まった。一方で、業界団体から呼びかけを行うと、実際に参加してほしい層とは異なる人たちが集まってしまう傾向があり、「来る層」と「本来話を聞

いてほしい層」との間にズレが生じていると感じた。

委員長 : 関係団体との連携であれば、業界団体のみならず、自主防災組織や自治会など具体的な表記をした方がよいと考える。

委員 : 所有者にたどり着く施策でないと意味がないと考える。

事務局 : 記載内容を検討したい。

委員長 : 福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会は、25 ページで初めて出てくると思う。協議会の内容は計画書の後ろの方にあるが、新しくできた組織なので、参照としておいた方がいい気がする。

事務局 : 参照ページを明記する。

委員長 : 29 ページの「国が開設した特設サイト」のところに、ここだけが URL を書いている。他のホームページ参照箇所には書いていない。論文の参考文献のように、計画書の最後にリンクをまとめて記載したページがあってもいいのではないか。

委員 : 21 ページの目標のところ、要緊急安全確認大規模建築物は令和 12 年度でおおむね解消、住宅はおおむね令和 17 年度で解消となっており、現状が 12 ページと 13 ページに書いてあるが、これは大体解消しそうなのか。

事務局 : 住宅に関しては、対象数が多いことや地域差があること、また耐震化の進んでいない建物の多くが高齢者の所有であるといった事情がある。そのため、おおむね解消を目指して取り組んでいく必要があると考えているが、実際にどこまで対応を進められることができるかについては、正直課題も大きいと認識している。

委員 : 要緊急安全確認大規模建築物は、改修計画が出ているなど状況がわかっているのか。

事務局 : 数がかなり限定されているため、耐震性不足を解消できていない建物に寄りそった施策を実施していくことがポイントとなると思う。

委員 : 公共建築物はある程度目途がたっており、また、県所管の民間建築物については、毎年訪問して、計画の実現に向けて話を聞くなど、個別にアプローチをしている。

委員 : 14 ページに防災拠点建築物の現状の表があるが、庁舎で耐震性が不足している建物が令和 7 年現在であるのか。

事務局 : この中には建替え中のものも含まれており、解消の目途は立っている。

委員 : 現状として対応が進んでいるということか。

事務局 : 指定後、予算措置等で時間が空くことがあるが、実施年を含めて、計画的に進められている。

- 委員長 : 「目標達成のための施策展開」で、33 ページに「除却への対応」があるが、建物を残しておくか更地にするかで固定資産税が変わるので、それが取り壊さない一つの足枷になっていて、そこを緩和すると除却が進むのではないかという話を聞いたことがある。これは国の話だが、これに対しての動きがどうなっているかご存じないか。
- 事務局 : 今のところ変わるという話はない。住宅の特例措置として、土地の固定資産税が、住宅が上に乗っている場合は6分の1にするという緩和がある。それが空き家施策と密接につながっており、老朽化を理由に壊してしまうと固定資産税が6倍に上がることが課題だということも聞いている。耐震化とも密接になっていると思うが、6分の1が今のところ緩和されているかは聞いていない。
- 委員長 : 県の方で特例として何かを実施することはできないのか。
- 委員 : 北九州市が条例をつくって実施しているという話を聞いた。補助金なのかは不明。
- 事務局 : 市町村によっては、空き家を解体した時の数年間、固定資産税が6倍になるので、その分を補助する、解体費補助で上乗せするなど、知恵を絞っているところもある。
- 委員 : 相当古くなって、それでも壊せない空き家が特定空家に認定された場合は、その特例措置がなくなるという制度は既に国が行っている。
- 委員 : 隣の建物が倒れてくるのが怖いという相談を受けたことがある。昭和56年に建てられた建物も10年後は50年ぐらい経つことになるので、古くなって除却される可能性も増えるが、空き家を引き継ぐ人がいなくてそのままになっている状況も想定される。除去しないと他の人に迷惑かかることを周知するなどの内容にしてはどうか。そのままにしておく、自分たちのことだけじゃなく、他人の迷惑をかける可能性がある、ということが認識されるような状況をつくるのがまず必要ではないかと思う。
- 委員長 : 先ほどの道路閉塞の考え方で、1次・2次ネットワーク沿道で空き家が道路を閉塞する可能性はかなり低いと思うが、広い意味での道路閉塞を考えると、おそらくいくらかでもある話だと考える。隣の家が自分の家を倒壊させる可能性があるということは、かなり死活問題のような気がする。
- 委員 : 地震ではないが、この前の大分の火災の話もある。台風災害等でも隣のものが影響を与えてということも聞く。都市部ではあまり見かけないが、地方部には本当に崩壊したままの木造住宅が見受けられて、誰も触れない、行政も触れないという状況が見られる。
- 委員 : 制度としては空家等対策特別措置法に基づく「特定空家」の位置付けがあるが、行政が行政代執行まで行い、費用を請求できる制度になっている。相当古く周辺に対して危険がある建物は市町村が特定空家に認定することができるがやはり時間がかかってしまう。
- 委員 : 制度としてあるが、数をこなせるかということと、本当に認定する時に権利者と話をしていけないといけないこととなど、ハードルが高いという話は聞いている。本当に問題があるということは市町村もよく理解されているところではあるが、個人財産を扱うのでなかなか難しく進んでいないのかなという気もする。
- 委員長 : それは県でなくて、市町村の仕組みとして、行うのか。

- 委員 : 市町村が行う。県にも空き家を扱う部署があり、市町村と連携してどのように進めていくかを検討している。
- 委員 : 福岡市の例として、空家特措法が制定され、特定空家等に認定して勧告、命令、代執行が可能となり、本当に危ない時は素早く対処ができるようになってきている。今にも危ないという時には緊急措置や代執行をするが、基本的には所有者に指導を行うこととしている。相続人が多い場合など、所有者に行き着くまでに時間がかかり、その間に時間が経ち、本当に危険となり代執行という形になることが多い。本当に危ないものについては対応するが、壊れても道路閉塞等に影響がない場合や、広い敷地で隣地に影響がない場合などは対応しない。危険とする判断や対応への考え方は、市町村によって変わることもあると思う。
- 委員 : 熊本地震の際、被災者向けの相談ボランティアで2日間対応した。その中で「上の段の空き家が崩れてきて危険だが、どう対処すべきか」、という相談が2件あった。いずれも所有者がわからずどこに相談すべきかわからないとのことだった。昔は誰の家だったというのはわかるが、所有者を追跡する手段がないという話はよくある。福岡西方沖地震の玄界島でも上段の住宅が土台から抜け落ち、建物は壊れてないが、下段の住宅に乗りかかる形で落下した事例があった。そのため、木造住宅においては壊れるだけが問題ではないと感じる。
- 事務局 : 老朽空き家が、火災にしても地震にしても被害を拡大させている要因という報道もかなり出ているので、除却のところは空き家対策と連携した取り組みを推進するような文言を書き足したいと思う。
- 委員長 : あとは補助制度の周知というよりは、周囲に影響を与えているという現状を啓発することを強調した方がいいと考える。いくつかの指摘が出たと思うが、適切に対応いただくようお願いしたい。

■スケジュールについて

事務局 : 資料6により説明(略)。

※質疑なし

以上